

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び3項の規定による愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人の母である〇〇〇〇さん（以下「母」という。）に対し令和5年2月20日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

知的障害（軽度であるが覚えたことを忘れてしまう）や精神障害があり、他の人の助けを受けないと学校や社会で生活できないため。

意思疎通に関して、弁明書には、本人が手帳を取得することに否定的な意思を示していたとあるが、母と二人で手帳の話をしているときは否定などは無かった。請求人は、そのときの気分で話ただけで、帰りに「なぜ手帳もらえなかったの？」と母に聞いてきた。面談で通った人のみ手帳がもらえることも請求人には説明していたが、理解できていなかったようである。

ぱっと見は普通に見えがちのため、わかりづらいと思うし時間の制限もあるかもしれないが、もっとじっくりと診断をお願いしたい。

身体的健康について、面談では説明できなかったが、今はインチュニブルを服用している。

児童相談所は、待合に面談まで放置というか、窓口もしめっきり状

態で歓迎されておらず、否定的な感じの対応はいかがかと思う。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年10月25日	諮問
令和6年 1月16日	審議（第85回第3部会）
令和6年 2月 7日	審議（第86回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 都要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とすると定め、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により都が設置した児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は東京都心身障害者福祉センター条例により都が設置した東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付すると定める。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満にあっては児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、都要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児童相談所長は、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び

被判定者が6歳から17歳までである場合は都要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6歳 就学後～17歳 児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、同条1項の規定により、交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により請求人に通知するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 都要綱14条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、〇〇児童相談所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

### (1) 個別判定基準表の判定基準によるプロフィール

〇〇児童相談所長は、請求人及び母に対する面接、聴取り調査等により得られた所見に基づき、おおむね下記アないシクのとおり判定していることが認められる。

#### ア 「知能測定値」について

知能検査の結果は、IQ79と判定されており、個別判定基準表

における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

イ 「学習能力」について

知能検査の課題の中で、小学校高学年程度の暗算の計算課題に合格している。また、母から、平仮名・片仮名の読み書きができ、漢字は小学校程度、加減算はおおむね可、乗除算は九九を忘れることがあると聴取している。

以上により、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算がほぼ可能」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

ウ 「作業能力」について

知能検査では、検査者の指示に的確に従い、課題を遂行することができており、例えば、図形描画課題で、支障なく描画が可能であるなど、筆記用具の取扱いや巧緻性に問題はないことが確認されている。

以上により、個別判定基準表における「単純な作業が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

エ 「社会性」について

知能検査の実施に当たり、「やればやっただけ疲れるからやりたくない」と述べながらも最後まで真剣に取り組んでおり、自分の意思を表明しつつ、社会的な場面で不満を抑制し、指示された課題をやり遂げたことが確認されている。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

オ 「意思疎通」について

知能検査の課題の中で、類似点を見つけ、言葉で説明する課題に合格している。また、母から、日常会話は可能で、要求を言語で表現できること、文字を通した意思疎通が可能なことを聴取している。さらに、医師との面談の際には、手帳取得に否定的である旨の請求人の意思が示された。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

カ 「身体的健康」について

1～2歳時に熱性けいれんがあったが、その後はなく、抗てんかん薬も服用していないこと、小学校3年生の時にADHDの診断を受け、投薬を試したものの断念し、服薬していないことが、母から聴取されている。また、睡眠リズムの乱れや偏食もないことが確認されている。

以上により、請求人は、身体的健康については年齢相応の発達水準にあり、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない。」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

キ 「日常行動」について

弟といさかいになると叩いたり、不注意により道路に飛び出したりする可能性はあるものの、危険予知が可能で留守番もできることが母から聴取されている。

以上により、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

ク 「基本的生活」について

排泄は自立、着脱は可能だが気温に合わせた調節は十分とはいえない面があり、時に前後を間違えることがあること、食事については、時に食べこぼしはあるが一人で可能であることを母から聴取している。

以上により、請求人は未成年であり、保護者による確認が全く不要ではないが、おおむね年齢相応の発達水準にあり、個別判定基準表における「身近生活の処理が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち、2項目が4度（軽度）相当と、6項目が非該当とされている。

上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び母に対する面接、聴取り調査等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らし、児童相談所における専門的見地からの判断として合理的であるといえることができる。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「手帳非該当」と、心理学的所見欄には「CA

16 : 2 (修正15 : 1) MA11 : 11 IQ79 (鈴木ビネー式)」と、社会診断所見欄には「手帳に該当する程度の知的障害は認められない」と、それぞれ記載されている。

### (3) 総合判定

本件判定書に記載された全8項目のプロフィールによる判定は、2項目が4度(軽度)相当とされているが、6項目が非該当とされており、全体として、プロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するということとはできない。そして、上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の知的障害の程度は、処遇上、最重度から軽度までに該当するものとは認められず、判定不能(「判定が非常に困難であるとき」)にも該当しない。

したがって、請求人の障害の程度は、総合判定基準表(別紙1)における「前各号(1度(最重度)から4度(軽度)まで及び程度不明)に該当しないと判定したとき」に該当するものとして、「非該当」と判断するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件処分が違法、不当である旨主張している。

しかし、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判断して決定されるものであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙 1 及び別紙 2 (略)